

No.75

ふれあい

編集兼発行
公益社団法人
木更津市シルバー人材センター
木更津市潮見2-9
(市民総合福祉会館2階)
TEL 25-2433
FAX 20-1731

☆働く喜び、社会参加の輪を拓けよう☆

会員数(11月末現在)

男性265名・女性82名 計347名



新年のご挨拶 会長 野田芳久



新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、お健やかに新しい年をお迎えのことと心からお喜び申し上げます。旧年中は、センター事業にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。新型コロナウイルス感染症により、三年近く社会経済活動が制約され、大きな影響を受けていますが、マスク・手洗い・消毒は否応なしに日常生活に定着してきています。一日も早く、「ウィズコロナ」で

はなく、「脱コロナ」の日が来てほしいと祈るばかりです。さて、当センターにおいてもこの影響で、事業収入はコロナ前に比べ減少しましたが、令和四年度はやや回復基調にあります。

また、この間市民への街頭啓発や企業等へのPRパンフの配付、新聞折込み、など、地道ではありますが、関係する事業に取り組んでいるところです。高齢者雇用安定法が改正され、シルバー人材センターにおいては、特に六十歳代の会員確保が難しい現実があります。今後とも高齢者が活躍するための選択の一つとして、会員それぞれの多様な価値観に適応した事業運営を行っていくことが重要と考えています。本年も、センターの基本理念である「自主・自立、共働・共助」に基づき、会員・役職員が一体となつて事業を進めてまいる所存であります。会

理事会報告

一 令和四年度第一回理事会

令和四年五月十二日(木) 令和四年度第一回理事会が開催され全議案が承認・可決されました。

議題

- 第一号議案 令和三年度事業報告について
- 第二号議案 令和三年度収支決算報告について
- 第三号議案 事務局職員給与規程の一部改正について
- 第四号議案 新入会員の承認について
- 第五号議案 功労者表彰について
- 第六号議案 総会の日程について

二 令和四年度第二回理事会

令和四年九月二十九日(木) 令和四年度第二回理事会は左記議案が開催され全議案が承認・可決されました。

(1) 報告

(ア) 会長、副会長及び常務理事の職務の執行状況について

シルバー事業普及月間PR活動を実施

毎年十月はシルバー人材センターの事業普及月間であり、全国一斉に普及啓発活動を実施しているところです。

当センターにおいては、十月十八日(火)にアピタ木更津店と、イオンタウン木更津朝日ご協力のもと二ヶ所で開催しました。

シルバー事業のPR用のリーフレット、ポケットティッシュを配布、説明するなど役員・職員総員十三名で午前十時から一時間半にわたり、普及啓発活動を行いました。



イオンタウン木更津朝日



アピタ木更津店



(イ) 令和四年度事業の中間報告について

(2) 議題

- 第一号議案 新入会員の承認について
- 第二号議案 普及啓発事業の実施について

○ 定時総会報告
令和四年度定時総会につきましては、去る六月十六日(木)午後一時三十分から市民総合福祉会館講習室において開催されました。

第一号議案(令和三年度事業報告)及び第二号議案(令和三年度収支決算)については一括審議とし鈴木誠一監事から監査報告の後、原案通り承認されました。また三号議案についても原案どおり承認・可決されました。(会員数三三九名、出席会員十六名・書面決議数二二一名)

議題

- 第一号議案 令和三年度事業報告について
- 第二号議案 令和三年度収支決算報告について
- 第三号議案 定款の一部改正について

員の皆様には、お客様にご満足いただける「親切・丁寧・誠実な就業」になお一層努めていただきたくようお願いいたします。

最後に、本年が明るく活力と希望に満ちた幸多い年となりますことを心から祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

新年を迎えて

木更津市長

渡辺 芳邦



新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、明るく希望に満

ちた輝かしい新春を健やかに迎えのこととお慶び申し上げます。

木更津市シルバー人材センターは、昭和五十七年の設立以降、皆様方の熱意とたゆまぬ努力により、新型コロナウイルス感染症にも負けず、毎年着実な歩みを続けておられることに、心より敬意を表するものであります。

高齢社会を迎えている中、元気で働く高齢者が「自主・自立・共働・互助」の理念に基づき自主的に運営される木更津市シルバー人材センターの役割は、益々重要なものとなっております。

市といたしましては、高齢者が長年培ってこられた知識や技術を生かし、長寿社会の原動力として活躍されますよう貴センターの活動を支援してまいりますので、引き続き、高齢者の多様な就業機会の提供や就業環境の整備などを通して、活力ある地域社会づくりにお

力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、木更津市シルバー人材センターの皆様のご発展と会員の皆様のご健勝を心からお祈り申し上げます。新年の挨拶といたします。

新春のごあいさつ

木更津市議会議長

重城 正義



新年あけましておめでとうございます。

木更津市シルバー人材センターの皆様におかれましては、輝かしい新春

を健やかに迎えのことと心からお慶びを申し上げます。

旧年中は、野田会長をはじめ会員の皆様には、私ども市議会に対し、深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、木更津市シルバー人材センターは昭和五十七年の設立以来、四十年にわたり、健康で働く意欲のあるシルバーエイジの方々の就業機会の確保や生きがいの創出など、地域社会の福祉向上に大きく寄与されてこられました。

また、就労を依頼する企業や家庭、公共団体などからも会員の皆さまの誠実な仕事内容は高い評価を得ております。

昨年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症にあつては未だ収束の兆しも見られず、また、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻も長期化し、原油をはじめとしたエネルギー価格の高騰等によ

り、市民の日常生活や地域経済に大きな影響をもたらしました。

この厳しい状況を乗り越えるためには、豊富な知識と経験、技能を有しておられる皆様の活躍が、本市にとつて必要不可欠でございます。今後も、皆様方には各方面でご活躍いただき、市政の進展にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

市議会といたしまして、議員一人ひとりがその責任を自覚し議員活動に邁進するとともに、高齢者福祉の向上と地域社会の活性化に一層の努力を重ねてまいりる所存でございます。

新春にのぞみ、皆様のご支援、ご協力を賜りますよう、また、木更津市シルバー人材センターの益々のご発展と本年が皆様にとりまして幸せでありますこと、飛躍の年になりますことを心より希求し、新年のごあいさつといたします。

事務局から

○配分金について

暮れから正月にかけて、各就業先、企業等は長期休暇のため、日報の回収及び集計が遅れますので十二月分の配分金振込日は令和五年一月二十日の予定です。

また、令和四年中にお支払した配分金の支払証明書は、令和五年一月中旬から事務局より発送する予定です。この配分金支払証明書は、税務署に確定申告するときに必要なとなります。

ご自分の所得額を確認のうえ、配分金と合わせた所得に所得税が課税される方など、確定申告が必要な方は所轄の税務署に確定申告をしてください。(所得税の取り扱いについては、最終ページを参照下さい)

所得税の申告につきまして不明な点は、最寄りの税務署にお問い合わせください。

●就業先への会員からの連絡について

就業の依頼を事務局から受けた会員は、まず、依頼主に仕事を受けた旨の連絡をして、その後、就業予定日などの打ち合わせを、実施するようお願いいたします。

○作業日報の提出について

作業日報については、就業終了後速やかに提出をして下さい。一ヶ月遅れの支払いとならないように事務局への提出をお願いいたします。

「配分金」の支払いと 「インボイス制度」について

令和五年十月一日から、インボイス制度(適格請求書等保存方式)が導入され、消費税の取り扱いが変わります。会員の皆さんにお支払いしている配分金は、所得税法上では雑所得として扱われ、その配分金には、内税として消費税が含まれています。

消費税は納税の義務がありますが、ほとんどの会員の皆さんは、一千万円以下の個人事業者であり、免税事業者となるため、配分金に含まれる消費税については納税の義務は生じません。

また、センターについても、免税業者との取引でも仕入控除が認められているため、通常の取引において預かった消費税は納税してはいますが、配分金に係る消費税は納税する必要はありませんでした。

しかしながら、「インボイス制度」が導入されると、免税事業者との取引においては、仕入控除が段階的に認められなくなるため、配分金に含まれる消費税相当分を、今後に向けて誰がどのように負担すべきかという課題があり、センターの運営に多大な影響を及ぼすかもしれません。

現在、全シ協、県シ連や県内の各シルバー人材センターなど連携をはかり今後の対応を協議・検討しておりますが、いづれにしても会員の皆さんの配分金が減るようなことはありません。

例年二月に実施しております、
 会員親睦旅行につきましては、
 本年度は新型コロナウイルス感
 染拡大の終息の見通しが立たな
 いことを鑑み、中止とさせて頂
 きますので、ご了承をお願い
 いたします。

**会員親睦旅行の
 中止について**

年会費の納入について

会員の年会費については、毎年11月末日までに納入することとなっております。就労して配分金のある方は、配分金と相殺させていただいておりますが、それ以外の方で年会費が未納の方は、直接事務局に持参いただくか、又は下記に振込みいただくようお願いいたします。

千葉信用金庫木更津支店 普通預金 口座番号 2824137
 公益社団法人 木更津市シルバー人材センター
 令和4年度年会費 2,000円

**新型コロナウイルス・季節性インフルエンザの
 同時流行に備えた対応**

感染拡大防止策としては、季節性インフルエンザの感染予防も含めて、新型コロナのワクチンについては、年内に接種対象者全員がオミクロン株にも対応したワクチンの接種を受けられるよう取り組むとともに、季節性インフルエンザワクチンについては、定期接種の対象となっている高齢者等に対して、早期接種の呼びかけを行っているところであり、こどもから高齢者までワクチン接種を更に進める。また、適切なマスクの着脱、手洗い等の手指衛生、換気、「三つの密」の回避等の基本的な感染対策が重要であり、改めて徹底をお願いします。

今年の冬は ○ 新型コロナウイルス感染症：今年の夏を上回る感染拡大が生じる可能性
 ○ 季節性インフルエンザ：流行する可能性



より多くの発熱患者が同時に生じる可能性

発熱外来（診療・検査医療機関）等にかかりづらくなる場合に備え、事前の準備が重要です。また、感染状況や、一人ひとりの重症化リスク等に応じた外来受診・療養へのご協力をよろしくお願いいたします。

みんなで守ろう10ヶ条（安全就業の心得）

- ① 日頃から健康管理に努め、常に健康な状態で就業しましょう。
- ② 仕事の前日は十分に睡眠を取りましょう。
- ③ 服装・履物・保護具はそれぞれの作業に適したものを着用しましょう。
- ④ 仕事を始める前には準備運動をしましょう。
- ⑤ 保護具や器具類は使用する前に必ず点検しましょう。
- ⑥ 加齢による身体の機能低下を十分に認識し、無理をしないようにしましょう。
- ⑦ 仕事をするときには急いだり、あわてたりせず、安全第一を心がけましょう。
- ⑧ 就業の場は常に整理整頓を心がけましょう。
- ⑨ 共同で仕事をするときには合図・連絡を正確に行いましょう。
- ⑩ 行き帰りも仕事のうち、交通事故に遭わないようにしましょう。

安全就業全国統一スローガン
 『いつまでも働く喜び無事故から』

入会者

よろしくおねがいします。

— 令和三年十二月 —

佐久間 良一 (中郷)

伊藤 信治 (真舟)

高橋 清 (真舟)

— 令和四年一月 —

山崎 金博 (東部)

篠原 紀津子 (清川南)

— 令和四年二月 —

吉田 武 (波岡)

砂田 幸弘 (岩根西)

— 令和四年四月 —

松本 定美 (東部)

上遠野 清正 (清川北)

山口 宗治 (富来田)

刈込 豊 (波岡南)

佐浦 俊一 (真舟)

小柴 和久 (真舟)

花田 芳道 (岩根東)

中浦 秀和 (波岡南)

飯塚 善三 (波岡南)

四宮 和雄 (清川南)

丸川 秀夫 (富来田)

市川 重芳 (波岡北)

伊藤 治夫 (真舟)

小出 宗男 (清川南)

高橋 和子 (真舟)

— 令和四年五月 —

梅井 朗 (清川南)

加藤 仁之 (波岡南)

酒卷 裕 (中央)

江原 武司 (鎌足)

斉藤 昭夫 (波岡南)

東出 健治 (岩根東)

松本 勝美 (清川南)

— 令和四年六月 —

栗田 閑 (富来田)

奥山 士郎 (波岡北)

佐々木 昭吉 (東部)

今村 憲夫 (東部)

— 令和四年七月 —

加瀬 貞夫 (東部)

平野 達也 (富来田)

— 令和四年八月 —

川名 博巳 (波岡北)

芝尾 健 (波岡南)

真流 敏子 (波岡北)

— 令和四年九月 —

堀切 誠 (清川西)

杉田 昭 (中郷)

今間 博 (金田)

持磨 英明 (波岡北)

磯部 茂夫 (波岡北)

— 令和四年十月 —

秋山 優 (中央)

赤井田 肇 (波岡北)

鈴木 晴康 (真舟)

鈴木 正名 (東部)

中村 知津子 (波岡北)

— 令和四年十一月 —

檜崎 勝治 (真舟)

小山 晴敬 (中央)

星野 かず江 (清川南)

【入会者 計五十五名】

退会者

長い間、ご苦勞様でした。

— 令和三年十二月 —

松本 キク (富来田)

池辺 哲雄 (真舟)

小堺 行雄 (波岡南)

柴崎 勇 (波岡)

北原 洋一 (波岡南)

根本 甫 (金田)

原田 幸子 (岩根東)

大野 幸一 (真舟)

水谷 勝輝 (岩根東)

廣瀬 治夫 (波岡南)

林 眞理子 (真舟)

山田 徳夫 (中郷)

藤原 静子 (清川南)

小畑 耕作 (東部)

内山 信秋 (清川西)

松崎 隆 (波岡北)

河埜 禎介 (岩根東)

堀田 正 (金田)

吉井 善行 (波岡南)

中村 栄治 (真舟)

地曳 正代 (岩根東)

斎藤 トシ子 (清川西)

山村 正 (中央)

— 令和四年一月 —

鹿嶋田 宏 (岩根東)

蟹田 光男 (真舟)

鈴木 勝利 (富来田)

甲田 まち子 (清川南)

鈴木 幸博 (波岡北)

— 令和四年二月 —

篠田 敏郎 (金田)

高木 義行 (真舟)

小倉 啓司 (清川西)

— 令和四年三月 —

吉尾 重隆 (清川南)

中川 紘 (波岡南)

正木 衛 (東部)

正木 博子 (東部)

増本 猛 (波岡北)

平田 秀夫 (岩根西)

黒岩 朝則 (岩根東)

河田 都美子 (東部)

田村 元一 (真舟)

三浦 幸一 (波岡南)

及川 洋 (波岡北)

板橋 進 (岩根東)

高瀬 幸一 (清川北)

重田 ひろ子 (波岡北)

— 令和四年四月 —

大曾根 康子 (清川南)

金井 伸道 (清川南)

三上 直 (波岡南)

— 令和四年六月 —

志保沢 敦人 (金田)

荒井 美和子 (清川北)

鈴木 ひとみ (真舟)

— 令和四年七月 —

楠本 紀秋 (波岡北)

鈴木 守 (波岡南)

涌井 一男 (波岡北)

— 令和四年八月 —

市丸 純子 (富来田)

小牧 盛孝 (清川南)

高橋 道治 (波岡)

— 令和四年九月 —

栗田 博 (波岡北)

鳥飼 孝行 (真舟)

橘田 光輝 (波岡南)

— 令和四年十月 —

青柳 義秀 (真舟)

— 令和四年十一月 —

大庭 哲範 (清川南)

【退会者 計六十二名】

シルバー人材センター団体傷害保険

保険の仕組み

この傷害保険（以下「シルバー保険」という。）は、センターの会員がセンターの提供した仕事に従事している間に傷害を被った場合、一定の補償を行うことをねらいとするものであって、センターの仕組みや会員の就業の実情を考慮してつくられたものです。

ただし、医療に関する給付（病院に支払う診療費、入院費、薬剤費等）はありません。

ケガをした場合

- ① 医師の治療をうけてください。この場合、各自の健康保険証を使っていただくことになります。
- ② ケガの状態、ケガをしたときの様子などをセンターへ報告してください。自ら報告できないときは、そばにいる人に依頼し、必ず一報してください。

保険事故

シルバー保険から保険金が支払われるのは、被保険者である会員が次の①から⑤に掲げる急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合です。

- ① 会員がセンターから提供された仕事に従事している間（ただし、会員が自宅で仕事に従事している場合には、事故についての第三者の証明を得ることができないため、適用除外されます。）
- ② センターが会員の知識・技能の向上を目的として実施する技能講習会に出席している間
- ③ センターの通常又は臨時総会に出席している間（会員理事以外の理事は対象になりません。）
- ④ センターの設定した各種行事に参加している間
- ⑤ ①から④までの場所と会員の住居との間の通常の経路を往復している間

このように、シルバー保険では、労災保険と同様に就業上の事故だけでなく、いわゆる途上の事故についても保険給付が行われることになっています。

支払われる保険金の種類等

シルバー保険で支払われる保険金の種類及び給付対象は、大部分の保険会社では以下のようになっています。

保険金の種類	保険金額	保険給付対象
1 死亡保険金	900万円	事故日より180日以内で、そのケガが原因で死亡した場合。
2 後遺障害保険金	死亡保険金の3%~100%	事故日より180日以内で、そのケガが原因で後遺障害が生じた場合。
3 入院保険金 (1日当たり)	3,000円	事故日より180日以内で、そのケガが原因で医師の指示に基づき入院した場合。ただし、180日を限度とします。
3-(1) 手術保険金	3,000円 ×所定倍率	入院保険金が支払われる場合で、所定の73種類の手術を受けた場合（所定倍率は、10倍、20倍又は40倍）。ただし、180日以内の手術1回に限りです。
4 通院保険金 (1日当たり)	2,000円	事故日より180日以内で、そのケガが原因で医師の指示に基づき通院した場合。ただし、90日を限度とします。

保険料率

シルバー保険では、会員が従事する仕事の種類や平均的な就業の日数等を十分に考慮して、保険事故に対する危険性に見合った保険料率が設定されています。

保険金の種類	保険料	積算の基礎
死亡・後遺障害	$9,000,000円 \div 1,000 \times 0.17 = 1,530円$	1,000円につき0.17円
入院	$3,000円 \times 0.14 = 420円$	日額1円につき0.14円
通院	$2,000円 \times 0.12 = 240円$	日額1円につき0.12円
計	2,190円	

一般的に保険料率は上表のとおりですが、被保険者1人当たりの年間保険料は、支払われる保険金額をどのように設定するかによって変わります。すなわち、保険金額を高くすればそれに比例して保険料も上がり、逆に保険金額を低くすれば保険料も安くなります。

シルバー人材センター総合賠償責任保険

センターの会員が、各種の仕事を行って、他人の身体、財物への賠償事故を担保する保険で、例えば、①塗装中誤ってペンキを歩行者にかけてしまった、②子供の世話をしている間に過失によってケガをさせた、③自転車整理中、転倒させて壊してしまった、④清掃中誤って物を壊した、⑤庭木剪定中、切り落とした枝が歩行人に当たってケガを負わせたときなどに保険金が支払われることになっています。

配分金収入等に対する所得税の取り扱いについて

シルバー人材センターで得た配分金収入等に対する所得税の取り扱いは、以下のとおりです。

1. 配分金収入は、所得税法上『雑所得』に区分されます。雑所得の金額は原則として雑所得の総収入金額から必要経費を控除した額です。
従って、配分金収入に係る必要経費の額は、65万円以上ある場合、配分金収入から必要経費の全額を控除とします。
2. しかし、必要経費の額が55万円未満の場合は、『租税特別措置法』第27条の適用により、65万円を上限として控除します。(ただし、収入金額を限度とします)。
3. 給与収入のある会員は、最低65万円(ただし、収入金額を限度とします)の給与所得控除が受けられますが、その場合、配分金収入に係る控除額は、55万円から給与収入を控除した残額が限度です。
4. 公的年金を受給している会員は、配分金収入とは別に公的年金等控除を行えます。

【必要経費の額が55万円未満の場合の例示】

《設例》あるセンターの会員(66歳)の年間収入は次のようなものでした。

- | | |
|----------|-----------------------------|
| ① 配分金収入 | 52万円(うち交通費などの必要経費10万円) |
| ② 給与収入 | 18万円(無料職業紹介事業等による短期就職期間の賃金) |
| ③ 公的年金収入 | 150万円 |

(1) (配分金収入及び給与収入に係る所得の控除)

(最低保障額)	(給与所得控除額)		[雑所得(配分金所得)分の最低保障額]
550,000円	− 180,000円	=	370,000円

(最低保障額の残額)	(配分金収入)		[雑所得(配分金所得)分の特例経費]
370,000円	< 520,000円	→	370,000円 → 最低保障額の残額で頭打ち

従って、この場合 $520,000円 - 370,000円 = 150,000円$ が控除後の所得となります。 → (A)

(2) (公的年金収入に係る雑所得の控除)

$$1,500,000円 \times 100\% - 1,200,000円 = 300,000円$$

割合や控除額については、「公的年金等に係る雑所得の速算表」(税務署にあります)から算出してください。

従って、この場合 300,000円が控除後の所得となります。 → (B)

(3) (基礎控除)

配分金収入、給与収入、公的年金収入に係る所得控除後の所得合計額

$$(A) + (B) = 350,000円$$

(基礎控除)

$$350,000円 - 480,000円 = (\text{マイナスとなるので } 0円)$$

従って、この会員の場合、課税所得はないので、確定申告は必要ありません。

なお、配分金収入、給与収入、公的年金収入以外の収入がある場合の所得控除及びその他の控除については、最寄りの税務署にお尋ねください。 ※ 詳細については税務署にお問い合わせ下さい。